

出願商標「Sportsman.jp」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 23(行ケ)10287・平成 24 年 2 月 15 日(2 部)判決<棄却>

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 11 号, 商標の類似(外観・称呼・観念), 役務と商品の類否

【事 実】

第 1 原告が求めた判決

許庁が不服 2 0 1 0 - 2 0 3 8 5 号事件について平成 2 3 年 6 月 2 9 日にした審決を取り消す。

第 2 事案の概要

本件は, 商標登録出願の拒絶査定を不服とする審判請求を成り立たないとした審決の取消訴訟である。

争点は, 本願商標が引用商標と類似するか否か, その指定役務と引用商標の指定商品が類似するか否か(商標法 4 条 1 項 1 1 号)である。

【本願商標】



・指定役務 別紙本願指定役務目録記載のとおり

1 特許庁における手続の経緯

株式会社スポーツマンは, 平成 1 9 年 7 月 2 日, 本願商標の登録出願をしたが(商願 2 0 0 7 - 7 3 6 7 2 号), 原告(株式会社 S P O R T S L A B O R A T O R Y)に対して出願人たる地位を移転し, 平成 2 0 年 3 月 2 8 日に出願人名義を変更する旨の届出をした。

原告は, 平成 2 2 年 5 月 2 4 日, 本件商標登録出願につき拒絶査定を受けたので, 同年 9 月 1 0 日に不服審判請求をするとともに, 同年 1 1 月 8 日, 指定役務の内容を改める手続補正をし, その結果, 本願商標の指定役務は前記のとおりのもになったが, 平成 2 3 年 6 月 2 9 日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をし, その謄本は同年 8 月 8 日に原告に送達された。

2 審決の理由の要点

本願商標は引用商標 1 ないし 3 と類似し, 引用商標 1 ないし 3 の各指定商品と類似の役務について使用するものであるから, 商標法 4 条 1 項 1 1 号に当たる。

【引用商標1（登録第153376号）】

SPORTS MAN
柔道マン

- ・指定商品 第24類「布製身の回り品」，第25類「被服（頭から被る防虫網・あみ笠・すげ笠・ナイトキャップを除く。）」，運動用特殊衣服，マラソン足袋，地下足袋」
- ・商標権者 美津濃株式会社

【引用商標2（登録第665104号）】

SPORTSMAN
スポーツマン

- ・指定商品 第25類「短靴，長靴，編上靴，雨靴，防寒靴，作業靴，木綿製靴，メリヤス製靴，サンダル靴，幼児靴，婦人靴，オーバーシューズ，地下足袋，地下足袋底，靴中敷き，かかと，半張り底，内底，げた，草履類」
- ・商標権者 オカモト株式会社

【引用商標3（登録第3332636号）】

SPORTS MAN

- ・指定商品 第14類「時計」
- ・商標権者 セイコーホールディングス株式会社

【判 断】

1 取消事由1（商標の類否判断の誤り）について

(1) 本願商標は、上段に概ね青色（空色）のゴシック体の英字大文字で「SPORTS LABORATORY」、下段に同色のゴシック体風（ただし、縦方向の線（部分）が横方向の線（部分）よりも明らかに太くなっている。）の英字で「Sportsman.jp」（第1字のみが大文字でその余はいずれも小文字）と横2段書きして成り、下段部分の各文字は上段部分の各文字の概ね4倍程度の大きさに記された外観を有する。また、上段部分の各文字の間隔はやや広いが、下段部分の各文字の間隔はやや狭くなっていて、下段部分がこれを見る者に緊密な、やや強調された印象を与えるものである。

(2) ア 引用商標1は、上部に黒色のゴシック体の英字大文字による横書きで「SPORTSMAN」（ただし、6字目の「S」と7字目の「M」の間隔がわずかに広がっている。）その下部の全体の4分の3強を占める部分の左右方向中央付近に同色の明朝体ないしこれに類する書体の片仮名による縦書きで「スポーツマン」と記して成る外観を有する。なお、上部の「SPORTSMAN」部分よりも下部の「スポーツマン」部分の方が、各文字が大きくなっている。

そうすると、本願商標と引用商標1とは、その外観が異なるというべきである。仮に、本願商標の下段部分「Sportsman.jp」が上段部分との体裁の違いにより本願商標の要部となり得べきことを考慮したとしても、引用商標1の構成中には英字部分（上部）よりも商標全体に占める面積が明らかに大きい片仮名部分（下部）があり、また引用商標1の英字部分だけをとってみても、構成文字が大文字のみか、先頭の文字のみが大文字かや、文字の色や書体の体裁において相違する。

イ 前記(1)のとおり、本願商標の構成のうち下段部分「Sportsman.jp」がその余の部分と明らかに区別された外観を有しているから、この部分が本願商標のうちで需要者、取引者に対し、出所識別標識として強く支配的な印象を与える部分であって、本願商標の要部は上記「Sportsman.jp」の部分であるといえることができる。そうすると、構成文字に従って、この部分から、「スポーツマンドットジェーピー」ないし「ドット」を捨象した「スポーツマンジェーピー」の称呼が生じる。また、上記「Sportsman.jp」はこれを見る者にインターネットのドメイン名を想起させるところ、「.jp」はドメイン名において、当該ドメイン名の使用者の所在地等が含まれる国が日本であることを示す表記（国別トップレベルドメイン、カンントリーコードトップレベルドメイン、ccTLD）であることが、インターネットが既に普及した審決当時の需要者・取引者において広く知られていることは明らかである。そうすると、さらに「.jp」の部分を

省いた「Sportsman」の部分の本願商標の要部であるということも可能であるし、あるいは、上記「Sportsman.jp」の部分から、これを見る者によっては、「.jp」を省略した部分に着目して、「スポーツマン」の称呼も生じるというべきである。

他方、引用商標1は、その上部部分も下部部分も同一の意義を有する語で構成されているから、その構成文字に従って、「スポーツマン」の称呼が生じる。

そうすると、本願商標と引用商標1とは、共通の称呼が生じることがあるか、又は本願商標の称呼のうちで主要な部分を占める「スポーツマン」の称呼の部分で共通するから、両商標の称呼は類似する。

ウ 前記イのとおり、本願商標の要部は「Sportsman.jp」の部分又は「Sportsman」の部分にあるところ、後者からは「運動競技の選手、スポーツ選手、スポーツの得意な人」との観念が生じるし、前者からは「運動競技の選手、スポーツ選手に関連するインターネットのサイト、スポーツの得意な人に関連するインターネットのサイト」程度の観念が生じる。

他方、引用商標1の構成部分である「SPORTSMAN」（上部）も「スポーツマン」（下部）も「運動競技の選手、スポーツ選手、スポーツの得意な人」という同一の意義を有する語であって、引用商標1からはかかる観念が生じる。

そうすると、本願商標と引用商標1とは、共通の観念が生じるか、又は両商標から受ける印象に大きな差はなく、生じる観念が重なり合うのであって、観念が類似する。

エ 以上のとおり、本願商標と引用商標1とは、外観が異なるものの、これらから生じる称呼、観念が類似するから、外観の類否まで判断を要せず（もともと本願商標及び引用商標1とも文字商標で、その文字の書体や配置、配色などにおいて顕著な識別力を有するものではないので、外観の類否は、商標の類否判断において重要な要素ではない。このことは、後記(3)、(4)で判断する引用商標2、3についても同様である。）、両商標は類似するというべきである。

(3)ア 引用商標2は、上段に黒色の明朝体の英字大文字で「SPORTSMAN」、下段に同色の明朝体の片仮名で「スポーツマン」と横2段書きして成る外観を有する。そうすると、前記(1)のとおりの本願商標の外観にかんがみると、本願商標と引用商標2とは、その外観が異なる。

イ 引用商標2は、その上部部分も下部部分も同一の意義を有する語で構成されているから、その構成文字に従って、「スポーツマン」の称呼が生じる。

そうすると、引用商標1と同様に、本願商標と引用商標2とは、共通の称呼が生じることがあるか、又は本願商標の称呼のうちで主要な部分を占める

- 「スポーツマン」の部分で共通するから、両商標の称呼は類似する。
- ウ 引用商標2からも、引用商標1と同様に、「運動競技の選手、スポーツ選手、スポーツの得意な人」との観念が生じる。
- そうすると、本願商標と引用商標2とは、共通の観念が生じるか、又は両商標から受ける印象に大きな差はなく、生じる観念が重なり合うのであって、観念が類似する。
- エ 以上のとおり、本願商標と引用商標2とは、外観が異なるものの、これらから生じる称呼、観念が類似するから、外観の類否について判断するまでもなく、類似するというべきである。
- (4)ア 引用商標3は、黒色の明朝体の英字大文字で「SPORTS MAN」、(2つの語に分かれている。)と横書きして成る外観を有する。そうすると、本願商標と引用商標3とは、その外観が異なる。
- イ 引用商標3からは、その構成文字に従って、「スポーツマン」の称呼が生じ、引用商標1と同様に、本願商標と引用商標3とは、共通の称呼が生じることがあるか、又は本願商標の称呼のうちで主要な部分を占める「スポーツマン」の部分で共通するから、両商標の称呼は類似する。
- ウ 引用商標3からも、引用商標1と同様に、「運動競技の選手、スポーツ選手、スポーツの得意な人」との観念が生じる。
- そうすると、本願商標と引用商標3とは、共通の観念が生じるか、又は両商標から受ける印象に大きな差はなく、生じる観念が重なり合うのであって、観念が類似する。
- エ 以上のとおり、本願商標と引用商標3とは、外観が異なるものの、これらから生じる称呼、観念が類似するから、外観の類否の判断をするまでもなく、類似するというべきである。
- (5) 結局、本願商標と引用商標1ないし3は類似するから、審決がした商標の類否判断に誤りはない。結局、原告が主張する取消事由1は理由がない。
- 2 取消事由2(指定商品・指定役務の類否判断の誤り)について
- (1) 本願商標の指定役務のうち「被服の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、サポーターその他の運動用特殊衣服の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は、「被服、サポーターその他の運動用特殊衣服」の小売業務においてされる顧客に対する各種の便益(サービス)を提供するというもので、上記「被服、サポーターその他の運動用特殊衣服」が引用商標1の指定商品である「被服(頭から冠る防虫網・あみ笠・すげ笠・ナイトキャップを除く。)、運動用特殊衣服」を包含することは明らかである。ここで、本願商標の指定役務と本願商標1の指定商品との間で、一般的にそれぞれ異なる事業者が主体となるものではないし、用途や、販売ないし提供される場所も格別に異なるものでもなく、需要者の範囲も一般的には一致する。そう

すると、本願商標の指定役務と引用商標 1 の指定商品に同一又は類似の商標を使用すると出所の誤認混同を生じるおそれがあり、本願商標の上記指定役務と引用商標 1 の指定商品は類似する。

(2) 本願商標の指定役務のうち「スポーツシューズその他の履物の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は、「スポーツシューズその他の履物」の小売業務においてされる顧客に対する各種の便益（サービス）を提供するというもので、上記「スポーツシューズその他の履物」が引用商標 2 の指定商品である「短靴，長靴，編上靴，雨靴，防寒靴，作業靴，木綿製靴，メリヤス製靴，サンダル靴，幼児靴，婦人靴，オーバーシューズ，地下足袋，地下足袋底，靴中敷き，かかと，半張り底，内底，げた，草履類」を含むことは明らかである。ここで、本願商標の指定役務と本願商標 2 の指定商品との間で、一般的にそれぞれ異なる事業者が主体となるものではないし、用途や、販売ないし提供される場所も格別に異なるものでもなく、需要者の範囲も一般的には一致する。そうすると、本願商標の指定役務と引用商標 2 の指定商品のうち短靴等に同一又は類似の商標を使用すると出所の誤認混同を生じるおそれがあり、本願商標の上記指定役務と引用商標 2 の指定商品は類似する。

(3) 本願商標の指定役務のうち「腕時計・スポーツウォッチ・ストップウォッチの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は、引用商標 3 の指定商品である「時計」の一種である「腕時計・スポーツウォッチ・ストップウォッチ」の小売業務においてされる顧客に対する各種の便益（サービス）を提供するというもので、一般的にそれぞれ異なる事業者が主体となるものではないし、用途や、販売ないし提供される場所も格別に異なるものでもなく、需要者の範囲も一般的には一致する。そうすると、本願商標の指定役務と引用商標 3 の指定商品のうち腕時計等に同一又は類似の商標を使用すると出所の誤認混同を生じるおそれがあり、本願商標の上記指定役務と引用商標 3 の指定商品は類似する。

(4) したがって、本願商標の指定役務と引用商標 1 ないし 3 の指定商品とは類似するから、この旨の審決の判断に誤りはない。

(5) 原告は、引用商標が販売主体を示すものであるか否か、引用商標が商品に使用されている態様を確認できるか否か、引用商標が特段の周知性を獲得しているか否かを検討した上で、指定商品・指定役務の類否を判断すべきであるなどと主張するが、商標法 4 条 1 項 1 1 号の類否判断では引用商標の周知性が要件となるものではないから、原告の上記主張は採用できない。

(6) 結局、原告が主張する取消事由 2 は理由がない。

結 論

以上によれば、原告が主張する取消事由はいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事案は、本願商品が役務を指定している商標であるのに対し、引用商標が商品を指定している場合にあつて、標章が類似する場合、商標法4条1項11号に該当するとして拒絶できるかが争われた事件である。

まず、引用商標は3件あり、(1)は第24類・第25類を指定商品(被服等)とし、(2)は第25類を指定商品(靴類等)とし、(3)は第14類を指定商品(時計)とし、その標章は構成態様は若干異なるものの、いずれも「SPORTSMAN/スポーツマン」である。

これに対し、本願商標は第35類(スポーツ関係の諸役務)を指定役務とし、標章の構成態様を「Sportsman.jp」を大きく、その上に「SPORTS LABORATORY」を小さく表示して成るもので、自社のHPのアドレスを商標登録出願しているのである。

2. そこで、知財高裁では、このような標章の構成態様に対しどのように見るのかと関心があつたが、やはり、要部である「Sportsman.jp」の文字について引用商標らと対比し、その他の文字については無視した。これは、文字表示の大小の意味を理解し、全体の一体性の有無を考慮し、一体性はないものと解したからである。また、「jp」もJapanの略称であるから、無視できるとしたのである。

すると、標章態様は、本願商標の引用商標らにそれぞれ類似するものと判断したが、問題は指定役務と指定商品との類否関係にあつた。

これについて、裁判所は、まず本願商標と引用商標(1)(2)(3)とをそれぞれ対比し、外観、称呼、観念の三点から検討した。その結果、次のように判断した。

第1に外観については、本願商標と引用商標らとの外観は、いずれも異なるものと認定した。

第2に称呼については、「スポーツマン」という称呼が共通するから類似すると認定した。

第3に観念については、生じる観念が重なり合うから、類似すると認定した。

次に、指定役務と指定商品との類否関係については、次のように判断した。

第1に、引用商標(1)との関係では、本願商標の指定役務である「被服の小売業務における顧客に対する便益の提供・・・」と、「被服、サポーターその他の運動用特殊衣服」の小売業との関係は、事業者主体が異なるものではないし、需要者の範囲も一般的に一致するから、商標間では出所の誤認混同を生ずるおそれがあり、両者の指定役務と指定商品とは類似すると認定した。

第2に、引用商標(2)との関係では、やはり事業者主体が異なるものではないし、需要者の範囲も一般的に一致するから、商標間では出所・誤認混同を

生じるおそれがあり、両者の指定役務と指定商品とは類似すると認定した。

第3に、引用商標(3)との関係でも、同様の理由により、本願商標が指定役務と引用商標(3)の指定商品のうち腕時計等との間に、出所の誤認混同を生じるおそれがあるから、両者は類似すると認定した。

3. 本件は、同じ知財高裁2部の判決事件ではあるが、その標章の構成態様の異同をまず認定し、類似と判断した後に、指定役務と指定商品との類否の検討に入り、いずれも同一事業主体間では出所の誤認混同を生ずることになるから、類似すると判断したのである。

この理由づけは、読者をして説得力をもっていると思うから、妥当な判決であるといえるのである。

〔牛木 理一〕

本願指定役務目録

第35類「TEEシャツ・POLOシャツ・スポーツシャツ・トレーニングウェア・スウェットシャツ・スウェットパンツ・スイムウェア・帽子の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 被服の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, サポーターその他の運動用特殊衣服の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 腕時計・スポーツウォッチ・ストップウォッチの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ダンベル・鉄アレイ・エクササイズマット・腹筋台・背筋台・ベンチプレス・サンドバッグその他の運動具の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, エクササイズトレーニング用運動用具・エクササイズトレーニング用機械器具の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 体重計・体脂肪計・歩数計の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, プロテインを主原料とした栄養補助のための粉末状・顆粒状・カプセル状・錠剤状・液状の加工食品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, スポーツバッグ・シューズケース・登山用ザック・デイパックその他のかばん類及び袋物の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, スポーツシューズその他の履物の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 登山靴・トレッキングシューズその他の運動用特殊靴の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, アウトドアグローブ・登山用グローブ・アイゼン・スノーシューの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, テント・タープの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, テント用ペグ・テント用グランドシート・テント用織物・登山用又はキャンプ用のテント用柱・テント用くい(金属製のものを除く。)・テント用プラスチック製継ぎ手・テント用金属製くい・登山用又はキャンプ用のテント用の張り綱の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ロープの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, シュラフ・寝袋・キャンプ用ウレタンマットの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, アウトドア用折りたたみ椅子その他のアウトドア用家具の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 屋外用調理グリル・野外用の調理用鉄板・アウトドア用プラスチック製食器類・ダッチオーブンの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ガス式・石油式・ろうそく式ランタンの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, アウトドア用ストーブ(加熱器)の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 登山用ナイフの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 野球用具の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 球技用具の小売の業務において行われる顧客に対する

する便益の提供，陸上競技用具の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，バドミントン用具の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，体操用具・新体操用具の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」